２０１８年度適時調査指摘事項（主に指摘が多かったもの）

１．施設基準等に係る事項

〇入院診療計画

・入院診療計画の基準について、入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画となるよう、入院診療計画の策定に携わった者は入院診療計画書の「主治医以外の担当者名」欄に氏名を記載すること。

〇院内感染防止対策

・院内感染防止対策の基準について、院内感染防止対策委員会は、病院長、看護部長、薬剤部門の責任者、検査部門の責任者、事務部門の責任者、感染症対策に関し相当の経験を有する医師等の職員から構成されなければならないこととなっているため、委員会の構成を見直しすること。

〇褥瘡対策

・褥瘡対策の基準について、施設基準通知に則した褥瘡対策チームに係る設置規程、構成メンバー等を明文化して整備すること。また、褥瘡対策の診療計画の作成及び評価は、褥瘡対策に係る専任の医師及び専任の看護職員で構成される褥瘡対策チームによって行うこと。

〇看護要員の様式９への計上

・病棟勤務者の様式９への計上に関して、看護職員、看護補助者の勤務時間の計上誤り及び各種委員会の時間の除外誤り等が見受けられたので、事務部門及び看護部門において十分に連携の上、正確を期すこと。

〇入院料等

【A101 療養病棟入院基本料】

・療養病棟入院基本料の施設基準について、在宅復帰機能強化加算の在宅における生活が１月以上継続する見込みの確認を適切に行うこと。

【A207 診療録管理体制加算】

・診療録管理体制加算２の施設基準について、退院時要約が一部作成されていない事例が見受けられたので、全患者について作成すること。

【A234-2 感染防止対策加算】

・感染防止対策加算２の施設基準について、院内感染事例の把握等のための院内巡回は、施設基準に留意の上、感染制御チームにより適切に行うこと。

【A234-3 患者サポート体制充実加算】

・患者サポート体制充実加算の施設基準について、相談窓口には、標榜時間内において専任の医療有資格者等を常時配置する必要がある事に留意の上、体制の充実を図ること。また、相談窓口及び各部門で対応した患者等の相談内容及び相談件数を記録すること。

【A246 入退院支援加算】

・入退院支援加算１の施設基準について、当該加算の算定対象となる各病棟には、入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士を専任で配置する必要があるため、適切に配置すること。

【A308 回復期リハビリテーション病棟入院料】

・回復期リハビリテーション病棟入院料３の施設基準について、各年度４月、７月、１０月、１月におけるリハビリテーション実績指数の確認を適切に行うこと。

〇医学管理等

【B011-4 医療機器安全管理料】

・医療機器安全管理料１の施設基準について、医療機器の保守点検結果の報告を適切に実施すること。

〇注射

【外来化学療法加算】

・外来化学療法加算２の施設基準について、化学療法の経験を有する専任の常勤看護師が、化学療法を実施している時間帯において当該治療室に勤務している必要があることに留意すること。

〇リハビリテーション

【H002 運動器リハビリテーション料】

・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）の施設基準について、当該保険医療機関において、運動器リハビリテーションが行われる日・時間が当該医療機関の定める所定労働時間に満たない場合のみ、専従者は当該リハビリテーションの実施時間以外に他の業務に従事することができるということに留意し、適切に専従者を配置すること。また、専用の機能訓練室は、当該療法を実施する時間帯において、他の用途に使用してはならないという点に十分留意すること。

２．一般的事項

〇届出事項等

・保険医に異動があった場合には、非常勤であっても速やかに届出事項変更届を提出すること。

・診療時間について、届出されている内容に変更があった場合には届出を行うこと。

〇保険外併用療養費

・「特別の療養環境の提供」について、通知に記載された必要事項を明示した同意書が不十分であるため、改めること。

３．看護・食事・寝具・設備に係る事項

〇看護

・看護業務の管理に関する記録について、看護要員の勤務状況を勤務帯ごとに記載すること。

・病棟日誌について、当該各病棟から委員会等に出席した場合においては、その時間について記載すること。

・家族の付添について、許可の基準を明確に定めたうえで、適切に運用すること。

〇入院時食事療養及び生活療養

・入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）の基準について、夕食の提供に関して、配膳時間を適切に管理すること。

４．掲示事項等

・明細書の発行状況に関する事項について、明細書の交付に係る通知の掲示例を参考に、院内の見やすい場所に掲示すること。

・「療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱い」について、個々の料金を適切に掲示すること。

・１日に勤務する看護職員の人数と、各勤務帯のそれぞれで１人の看護職員が実際に受け持っている入院患者の数を、病棟内各階の見やすい場所に正しく掲示すること。

５．保険外負担

・「療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱い」について、患者からの費用徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について、明確かつ懇切丁寧に説明し、サービスの内容や料金を明示した同意書により患者の同意を得た上で行うこと。